

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害者支援の充実を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成22年11月に国と地方自治体が補助を行う「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」が開始され、平成25年4月の予防接種法の改正により小学校6年から高校1年までの女子を対象とした定期接種となった。

しかしながら、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られたことから、同年6月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないこととした。

副反応による被害者は、歩行機能及び認知機能の低下、失神・意識レベルの低下等の多岐にわたる症状に悩まされており、中には通学が困難になり、退学を余儀なくされ、将来の進学や就職等に大きな不安を抱えている者もいる。

また、治療法が確立されていないため、先の見えない通院・治療や学業などへの影響が、被害者への精神的・肉体的な苦痛をもたらすとともに、家族の精神的・経済的負担も非常に重くなっている。

このような中、本年9月17日に厚生労働省は副反応追跡調査により、ワクチンを接種した約338万人のうち2,584人について副反応報告があったことを公表した。これを受け、翌18日に国の「予防接種健康被害救済制度」に係る疾病・障害認定審査会が再開され、申請のあった7名のうち6名について、「ワクチン接種との因果関係が否定できない」として、定期接種による健康被害者に対して初めて医療費を支給することが決定されたところである。

しかしながら、これまでの状況から、被害者の家族は経済的に限界の状況にあるとされ、早急な救済策が必要である。

よって、国におかれては、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害者の早期救済を図るため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応被害者の救済のため、予防接種法等に基づく健康被害救済措置における認定審査期間の短縮など、多くの被害者が速やかに救済を受けられる体制整備を早急に進めること。
- 2 医療費等の支給のために十分な予算措置を行うなど、被害者支援の充実について特段の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

鹿児島県議会議長 池畑 憲一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
文部科学大臣
厚生労働大臣